

毎年11月11日～17日は「税を考える週間」です

この機会に、税の役割などについて考えてみましょう。

庄原税務署
 ☎ 0824-72-1001
 税務課市民税係
 ☎ 0824-73-1146

●税に関する催し

期間中にジョイフル2階インフォメーション広場で「中学生の税の作文・習字」の表彰作品と「小学生の税に関する絵はがきコンクール」の応募作品を展示します。

また、11月16日(土)13時から納税貯蓄組合主催の「おりがみ教室」、11月17日(日)10時30分から「中学生の税の作文・習字」の表彰式を開催しますので、ぜひご来場ください。

●記帳説明会に参加ください

税務署では、記帳・帳簿などの保存制度の概要や記帳の仕方などを説明する「記帳説明会」を行います。説明会に出席を希望する方は、庄原税務署記帳指導担当までお問い合わせください。

●農業収支計算の準備は早からず

農業所得の申告は、実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得計算する「収支計算」が原則です。「収支計算」をするためには、収入金額のわかる書類と、経費がわかる書類が必要になります。また、領収書を残していない経費は認められないことがありますので、農業に

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます



事業所得等を有する個人の白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月1日から対象となる方が拡大されます。

- ◎ 対象となる方
事業所得、不動産所得又は山林所得がある全ての方
※ 所得税の申告の必要がない方も対象となります。
- ◎ 記帳する内容
売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項
記帳に当たっては、日々の合計金額を記載するなど、簡易な方法で記載可能
- ◎ 帳簿等の保存
【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載すべき帳簿	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、領収書など	

詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。 [国税庁](#) で検索

関係するこれらの書類をなくさないように整理保存しておくことが必要です。(月別集計表などの用紙は、市役所にあります。)



●市税などの納付は納期限までに税金は地域社会を支える会費のよなものですよ。納期限までに納付しましょう。事情により、納期限内に納められないなど、納付についてお困りの方は、お早めに税務課収納係(☎0824-73-1145)にご相談ください。